管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事案の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
110010	「意匠権及び商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	弁理士法	弁理士法第75条により、意匠、商標登録出願手続を含む工業所有権に関する特許庁への手続の代理及び書類の作成については、弁理士の専権業務とされている。	知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「意匠権及び商標権の登録出願手続」を行う。	弁理士は産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）の登録出願手続を独占している にもかかわらず、絶対数が少なく、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では弁理士はサービス供給者数を柔軟にしておらず、企業は不便を強いられている。 行政書士は全国に4万人いる地域密着の法律専門家であり、知的財産権業務として、産業財産権の権利変動登録手続、植物新品種及び著作権の登録手続、ライセンス契約書等の作成・交渉を行っており、行政書士は知的財産権全般に関する一定の実務能力が担保されている。さらに、知的財産管理技能士資格を有する行政書士は「意匠権及び商標権の登録出願手続」における相当の能力が担保されている。 「弁理士過疎地域」における企業の利便性の向上の観点から、知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「意匠権と商標権の登録出願手続」を行えるようにすべきである。	C	-	商標登録出願の手続代理においては、出願人が事業等において使用を考えている商品や役務を適切に指定するとともに、他の商標との類似性・識別力に対し的確な判断を行うことで、出願人が求める商標権の権利範囲に応じて適切かつ的確に出願し、権利を取得できるよう業務を遂行する必要があるが、そのためには、弁理士が有する商標制度を含む知的財産制度についての高度な専門的知識と能力が不可欠である。 また、意匠制度は特許制度等と同様に創作を保護するものであって、特許法、実用新案法に規定される新規性や進歩性などの登録要件と同等のものが、意匠法にも規定されている。そのため、出願を行う際には、出願に係る意匠がこれらの登録要件を満たすか否か、という判断を行う必要がある。また、意匠法の規定の多くが特許法の準用規定であることを踏まえると、意匠登録出願の手続代理においても、特許出願手続と同様に、弁理士が有する知的財産制度についての高度な専門的知識と能力が不可欠である。仮に、的確な判断が行われなかった場合、依頼人のみならず、利害関係者に対して不測の損害、不利益を与えるおそれがある。 また、意匠、商標登録に係る手続きは、出願のみで完了するものではなく、最終的に登録となるまでには、出願後における審査官からの通知に対する意見書、補正書等の作成、審判や訴訟への対応など、多種の業務に対応することが必要となる。意匠、商標登録出願に当たっては、そうした手続を視野に入れた慎重な対応が求められる。 したがって、意匠、商標登録出願の代理業務は、産業財産権全般に関する専門的な知識や能力を有する弁理士が行うことが必要である。 この点、行政書士となるための行政書士試験においては、意匠、商標に関する試験科目は存在せず、行政書士であることをもってして、知的財産制度に関する専門的知識・能力が担保されているとはいえない。 また、知的財産管理技能士は、企業・団体の内部において、知的財産の管理、活用を行う能力を証明するものであって、弁理士に求められているような特許庁への手続に関する専門的知識・能力を担保するものではない。 したがって、知的財産管理技能士である行政書士について、登録出願手続業務を担わせることは適切でない。 また、既に、弁理士の存在しない都道府県は無く、弁理士数が多いとは言えない地域に対しては、日本弁理士会が、地域窓口責任者を配置するとともに、各地域に出張可能な弁理士を検索することを可能とするなど、各種対応を行っている。なお、地方におけるユーザーへのサービスの問題と、行政書士に出願手続きを開放することとは、直接関係するものではないため、各々独立の問題として対応すべきものと考える。	右提案主体からの意見を踏まえ、再検討願いたい。	知的財産管理技能士は、その登用試験は知的財産法全般であり、企業や団体等における発明、実用新案、意匠、商標等の知的財産の創造・保護・活用を目的とした業務を行う職種であり、特許庁への手続に関する専門的知識・能力が担保されている。 旧司法試験には知的財産法に関する試験科目は存在せず、新司法試験には論文式試験の選択科目として知的財産法が存在するのみであるが、すべての弁理士は弁理士登録により弁理士業務全般を行うことができる。 弁理士過疎地域における企業の利便性向上や専門家の人材活用の観点から、弁理士業務の一部開放は妥当である。	C	-	特許とはじめとした工業所有権は、第三者に対し独占排他的な効力を有する格めて影響の大きい私権であることから、専門的知見を持たない者がその出願手続代理等を行った場合、ユーザーの利益を損なうだけでなく、利害関係者に対して不測の損害・不利益を与えるおそれがある。 こうした公共の福祉の原則にたえるため、出願手続代理業務は、憲法上の職業選択の自由に関する例外として、法令上一定の資格が必要な者である弁理士が行うものとして弁理士法で定められており、弁理士となるのに必要な資質及び学識並びに応用能力があることが弁理士となる資格の前提となっている。具体的には、例えば法定化された工業所有権に係る法令等についての試験を行うことにより弁理士の出願手続等に関する専門性を担保しているほか、その資質の適正を保つため、法令違反により資格が剥奪されるなどの懲戒規定が課されている。 一方、知的財産管理技能検定の試験は、職業能力開発促進法第1条の「労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進しもって職業の安定と労働者の地位の向上を図る」との規定からも明らかとおり、企業や団体の職員等がその組織内において知的財産の管理や活用を行う能力を証明し、当該証明を受けた者の職業の安定と地位の向上を図ることを目的とした試験であり、そもそも法令で定められた特定の職業に従事する資格を付与するための試験とは、全く性質が異なるものであるし、したがって、知的財産管理技能検定における試験は、代理人として独立して出願手続業務を行う資格を担保するものではない。 よって、知的財産管理技能士の資格を有していたとしても、行政書士に登録出願手続業務を担わせることは適切でない。 また、知的財産管理技能検定の試験は、技能労働者が「通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度」（職業能力開発促進法施行規則第62条）を証明するために行われるものであり、「弁理士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうか」を判定すること（弁理士法第9条）を目的とする弁理士試験とでは、考査の対象が異なる。したがって、知的財産管理技能検定の試験問題において、一部、産業財産権の出願手続に関する試験問題が出題されていたとしても、弁理士に求められているような特許庁への手続に関する高度な専門的知識・能力が、知的財産管理技能士に担保されているとは到底いえない。 なお、弁理士は、厳格な要件のもとに資格が付与され、実質的に弁理士となるのに必要な学識及び応用能力を有していることから、弁理士の事務を取り扱うことが認められており（弁理士法第3条第2項）、弁理士として登録する資格も認められている（弁理士法第7条2号）。	右提案主体からの意見を踏まえ、再検討願いたい。	C	-	意匠、商標登録に係る出願手続代理業務は、既に回答した通り、高度な専門知識、能力を必要とし、それらを有しない者が手続代理業務を行った場合、ユーザーの利益を損なうだけでなく、利害関係者に対して不測の損害、不利益を与えるおそれがある。 弁理士試験の目的は「弁理士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」（弁理士法第9条）であり、当該試験においては、弁理士業務を行うために必要な、代理人として独立して手続代理業務を行うための専門的知識・能力が判定される。 知的財産管理技能士となるための知的財産管理技能検定における意匠及び商標に関する試験科目及びその範囲の細目について見ると、同検定1級の試験では、意匠・商標に関する出題自体がなく、同検定2級の試験においては、「ブランド保護・デザイン保護に関し・・・基本的な知識を有すること」（学科試験）、「ブランド保護・デザイン保護に関し・・・業務上の課題を発見し、上司の指導の下でその課題を解決でき、一部は自律的に解決できること」（実技試験）とされており、知的財産管理技能検定試験で判断されるのは、あくまで基本的な知識に過ぎず、組織内において、上司の指導の下での業務遂行が可能な能力の程度を考査しているにすぎない。 また、知的財産管理技能検定における意匠及び商標に係る具体的な出題内容について見ても、学科試験においては各条文の文言上の知識を問う問題が出題されるのみであり、実技試験においても法律及び審査基準についての知識を求める問題が出題されているに止まっているものと承知している。これに対して、弁理士試験では、短答式試験においては条文及び審査基準の内容のみならずその趣旨まで が問われ、これらの要素を組み合わせて正確な知識及び理解力が要求されるような問題となっている、さらに、論文式試験においては論述による回答を求めることにより、法律や事実に対する適切な理解力の他、論理的な思考能力、判断能力、問題解決能力が要求されている。 さらに、知的財産管理技能検定と弁理士試験とを制度的に比較すると、弁理士試験の試験科目が法律で定められており（弁理士法第10条）、その変更には一般国民の信託を受けた議会である国会における議決が必要とされていることに対して、知的財産管理技能検定においては、試験科目及びその範囲を指定試験機関が設定し、厚生労働大臣の認定を得るものとされており（職業能力開発促進法施行規則第63条）、法令に直接規定されているものではない。また、試験の実施方法についても、弁理士試験では法律において筆記（短答、論文式）及び口述にて行うことが規定されている（弁理士法第9条）ことに対して、知的財産管理技能検定においては、法令に直接規定されておらず、単に、指定試験機関が試験業務規程の中で定めたとて、厚生労働大臣の承認を受ければよいとされている（職業能力開発促進法施行規則第63条の6）。そのため、知的財産管理技能検定は、弁理士試験と比較した場合には、試験の実施方法や試験科目及び内容の変更が容易であり、試験により判定される知識・能力の範囲、種別について、弁理士試験と同程度の安定性が保証されているとはいえない。 以上を踏まえれば、知的財産管理技能検定において、一部、産業財産権の出願手続に関する試験問題が出題されていたとしても、その内容は弁理士試験において出題される問題とは、質的に大きく異なり、かつ、知的財産管理技能検定は、弁理士試験のように安定した実施が担保される制度とはなっていないから、弁理士に求められているような特許庁への手続に関する専門的知識・能力を担保する手段としては適切でない。 したがって、知的財産管理技能士における試験は、代理人として独立して登録出願手続代理業務を行う資格を担保するものではないから、たとえ行政書士が知的財産管理技能士の資格を有していたとしても、登録出願手続代理業務を担わせることは適切でない。 なお、弁理士数が多いとは言えない地域に対しては、既に回答した通り日本弁理士会が各種対応を行っているが、そもそも、地方におけるユーザーへのサービスの問題と、行政書士に出願手続を開放することとは、直接関係するものではないため、各々独立の問題として対応すべきものと考える。		0001010	個人	香川県	総務省 経済産業省